

平成 30 年 8 月 30 日

各 位

会社名 株式会社セキュアヴェイル
 代表者名 代表取締役社長 米今政臣
 (コード番号: 3042 JASDAQ)
 問い合わせ先 経営企画本部 工内健太郎
 (電話番号 06-6136-0026)

**第三者割当により発行される第 6 回新株予約権の発行及び
 コミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ**

当社は、平成 30 年 8 月 30 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第 6 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと並びに割当予定先とのコミットメント条項付き第三者割当契約（以下、「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、本新株予約権発行と本契約締結を合わせた資金調達スキーム全体を「エクイティ・コミットメント・ライン」といいます）。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 30 年 9 月 18 日
(2) 新株予約権の総数	6,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 7,800,000 円（新株予約権 1 個につき 1,300 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	600,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は 600 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 600,000 株です。
(5) 資金調達の額	655,800,000 円（差引手取概算額: 649,300,000 円） （内訳）新株予約権発行による調達額: 7,800,000 円 新株予約権行使による調達額: 648,000,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。また、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。
(6) 行 使 価 額	当初行使価額 1,080 円 当初行使価額は、平成 30 年 8 月 30 日開催の取締役会直前取引日の株式会社東京証券取引所 JASDAQ グロース市場（以下「JASDAQ 市場」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%であります。 また、行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して 6 ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額に修正することができます。但し、修正後の行使価額

	<p>が、下限行使価額を下回ることとなる場合は、修正後の行使価額は下限行使価額となります。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)</p>	<p>マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下、「マイルストーン社」といいます。)に対する第三者割当方式</p>
<p>(8) そ の 他</p>	<p>① 行使条件 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日(平成30年8月30日)時点における当社発行済株式総数(3,245,000株)の10%(324,500株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>② 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>③ 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> <p>④ 本契約における定め 上記のほか、割当予定先と当社との間で締結予定の本契約において、次の規定がなされます。</p> <p><本新株予約権の行使指示> 割当予定先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、次の場合には当社から割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券取引所JASDAQ市場における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130%(1,404円)を超過した場合、当社は、当該日の出来高の15%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。 ・JASDAQ市場における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150%(1,620円)を超過した場合、当社は、当該日の出来高の20%

	<p>を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。</p> <p>上記行使指示を受けた割当予定先は、10 取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。</p> <p>なお、本行使指示は2連続取引日続けて指示できず、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の上限は、マイルストーン社と当社の代表取締役である米今政臣が締結した株式貸借契約の株式数（200,000株）から、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）以内にマイルストーン社が既に本新株予約権を行使した株式数を控除した株式数としております。また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。</p> <p>< 新株予約権の取得請求 ></p> <p>割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前（平成30年8月17日）の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式がJASDAQ市場により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し取得希望日から5取引日前までに事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額（1,300円）で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。</p>
--	--

（注）本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

【本新株予約権の発行の目的及び理由】

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、インターネット黎明期である2001年の創業以来、ネットワーク・セキュリティ対策の専門事業者として、お客様にシステム環境を「安全に健やかに使い続けていただくこと」を追求してまいりましたが、近年、標的型攻撃などによる情報漏洩や、急速に普及するIoT（モノのインターネット）の拡大により、業種や規模を問わない広範な企業で情報セキュリティ対策が見直され、有効な対策へのニーズが更に拡がりつつあります。

そのため、市場環境が大きく変化し、大手企業などが情報セキュリティ事業に新規参入し始めており、競争が激化してきております。当社グループとしては、資本力、組織力のある新規参入企業への対抗策を講じる必要に迫られており、その要素として、創業からネットワーク・セキュリティ対策に特化してきた事による実績と経験、積み上げられたノウハウという強みを活かしたいと考えておりますが、現在増加しつつある市場ニーズに対応した組織体制の整備や、人材確保が充分であるとはいえません。

情報セキュリティ業界では高度な知識や経験を持つ人材が不足しており、当社グループも人材確保には難渋しております。1年～2年を要し情報セキュリティエンジニアを育成しておりますが、ニーズに対応できるまでは確保できておりません。要因としては、当社グループのSOC（「Security Operation Center」の略称、取引先の情報システムへの脅威の監視や分析などを行う拠点。以下同じ）が大阪市内1拠点のみであることから、勤務地が限定され、採用活動のエリアが限られることが大きな要因だと考えております。新たな地域へのSOC開設により、採用活動のエリアが広がると考えております。加えて、現在の1拠点でのSOC運営は、大規模な事故や自然災害発生時、24時間365日監視の

サービス機能を失うリスクを内包しており、6月の大阪府北部地震の際にも、SOCによるサービスの提供は維持したものの、交通機関の途絶により交代要員の出勤に支障をきたす事態が発生しました。このことから安定的かつ持続的なサービスの提供を行うには、複数の拠点を構築することが急務であると考えます。

次に、多様化するサイバー攻撃や、高度化する標的型攻撃に対応するために、自社開発ソフトに新機能を盛り込んだバージョンアップに取り組んでおりますが、完成に時間を要しており、スピードアップするために開発体制を再度構築、強化する必要があります。そのためには、開発設備を持つ組織や、経験を備えた開発チーム単位でM&Aすることが、直接的な開発機能の強化、開発時間の短縮に繋がると考えております。

競合、新規参入する大手企業に対抗するには、情報セキュリティエンジニアの確保による当社グループの体制強化、安定的かつ持続的なサービスの提供を行うためのSOCの複数化による基盤整備、開発機能を再構築し、当社グループの強みを活かした自社開発ソフトを完成させることが収益力の強化に繋がっており、長期的な株主価値の向上に寄与するものと考えます。そのため、本新株予約権による資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

(1) その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。間接金融（銀行借入）による必要な全額の資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、検討の対象として外しております。そのため、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融による資金調達方法を選択し、その検討を行いました。その検討において、公募増資については、調達に要する時間及びコストが第三者割当増資より割高であること、また、第三者割当増資による新株式の発行については、将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、また、主要取引先を中心に第三者割当増資による新株式の発行の検討を行いました。引受の了承を得られる先を見出すことは困難であったため、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(2) 本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）について

本資金調達方法は当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、また、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、①純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、②株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③大株主として長期保有しないこと、④株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、⑤環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

① 株式価値希薄化への配慮

割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であ

るマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、本新株予約権の発行決議日（平成30年8月30日）時点における当社発行済株式総数（3,245,000株）の10%（324,500株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されており、また一方で、行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

② 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行済株式総数は、当社発行済株式総数の18.49%（600,000株）であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、当社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。また、本契約においては、割当予定先に割り当てられる本新株予約権の半数を上限として、当社が割当予定先に対し、他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されます。これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

④ 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載する特徴を盛り込んでおります。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定することに加え、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金を投入することにより、経営基盤の強化を着実に推進することが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、行使価額の修正を行うことで、当社の資金需要や株価動向を総合的に判断できる一方で、下記に記載するコミットメント条項（行使指定条項）を通じて、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

（1）行使価額の修正

行使価額は当初行使価額にて原則固定されておりますが、当社は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げ）に修正されます。ただし、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。また、当社取締役会の決議により行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとします。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過しなければ、当社は新たな行使価額修正をすることができません。

行使価額の修正を行うことで、株価上昇時には資金調達金額の増加、株価下落時には資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。他方で、1回目の行使価額修正を行ってから行使価額の新たな修正を行うには6ヶ月以上経過しなければならないとすることで、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等に該当せず、MSCB等の発行に係る遵守事項、実務上の留意事項に拘束されず、割当先との柔軟な交渉が可能となります。また、日々の株価推移における行使内容の確認及びMSCB等の転換又は行使の状況に関する毎月の開示義務に係る時間・人的コスト等が削減されるため、時間・費用面のコストを最小限に抑えることができます。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

(2) 行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合（かかる場合を以下、「条件成就」といいます。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示（以下、「行使指示」といいます。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に10日以内に行行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%（1,404円）を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQ市場における当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%（1,620円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQ市場における当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示は2日続けて行うことはできず、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計は、マイルストーン社と当社の代表取締役である米今政臣が締結した株式貸借契約の範囲内（200,000株）とし、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）以内にマイルストーン社が既に本新株予約権を行使した株式数は控除することとしております。また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。

(3) 行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成30年8月30日）時点における当社発行済株式総数（3,245,000株）の10%（324,500株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、行使することによって保有することとなる株式を市場で売却しない限り新株予約権の行使が新たにできないことから、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

(4) 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者

の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

(5) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記(2)記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

また、本スキームには行使価額を下方修正した場合には、資金調達額が予定額を下回る可能性というデメリットがございますが、上記の通り、当社にとって当該デメリットを上回る優位性があると評価できるものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	655,800,000円
内訳(新株予約権の発行による調達額)	7,800,000円
(新株予約権の行使による調達額)	648,000,000円
発行諸費用の概算額	6,500,000円
差引手取概算額	649,300,000円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用 3,000,000円、登記費用関連費用 500,000円、その他諸費用(株式事務手数料・外部調査費用) 3,000,000円となります。
 3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①	S O C 拠点の新規確保(S O C のサービスレベルの向上と基盤強化)	249	平成30年11月～平成32年6月
②	監視体制強化および開発体制強化のためのM & A 資金	350	平成30年11月～平成31年9月
③	情報セキュリティエンジニア育成機関の設立	50	平成31年4月～平成32年9月

(注) 上記、各資金使途は優先順位の順に記載しております。

上記使途に必要な資金が充分調達できない場合は、基本的に使途優先順位の高位から順次資金配分してまいります。また、事業推進状況に応じ、各項目使途金額及び時期の見直しを適宜行います。また、全項目について全額必要との経営判断が下されたにもかかわらず十分な資金が調達できなかった場合は、新たな資金調達の方法を模索してまいります。また、それまでの期間については、適宜手元資金を充当し、計画を修正いたします。

なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金その他安全性の高い方法で管理する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

① SOC拠点の新規確保（SOCのサービスレベル向上と基盤強化）：249百万円

既存の大阪にあるSOC拠点から離れた地域に新たにSOC拠点を設けることにより、事故、自然災害等によるサービス低下のリスクを分散させ、事業の継続性を確固たるものとし、顧客へのサービス強化となります。また、人口や高度人材の集まる政令市や、情報通信関連業に力を入れている都市では採用面でも有利に働き、当社グループの組織基盤を充実させることに寄与すると考えております。現在、新拠点の候補として当社グループの営業拠点がある東京都に1ヶ所検討を行っており、計画上、平成32年6月までに設置を予定しており、今回の調達資金を充当します。SOCには、セキュリティパスを持った社員しか入室できないオペレーションルームを設置し、事務所への入室、執務室への入室、オペレーションルームへの入室と、三重のセキュリティを備える必要があります。また、監視用のサーバー、モニター、バックアップ用サーバーなどには、外部からのサイバー攻撃を完全に遮断する機能を備えた機器を揃える必要があります。それには、インフラとなる回線関係の敷設を含めた設備投資として156百万円見込んでおります。

次に、検討中の新拠点を運営するメンバーの採用教育費及び育成期間中の人件費として113百万円を予定しております。既存SOCは約35名で運営しております。新拠点は、立ち上げ段階は研修に重点を置くため、当初は5人5チーム、25名を採用します。これは、24時間を2交代制での勤務と、休日を確保するために3チームが交代で監視業務に従事し、他にインシデント発生要因の分析、レポート作成、顧客への報告等を行うチームを2チームとしております。これは365日可動するための編成です。

約25名を採用し、集合研修を行いながら、段階的にチームを編成し、平成32年6月までに24時間365日の監視体制を構築します。既存SOCのサービスレベル到達までに期間は31年4月から約8ヶ月を予定しております。通常は、新卒採用し、教育、研修に1～2年をかけておりますが、新拠点につきましては、まず中途採用を中心にと考えておりますので、教育期間は短縮できると考えております。当面は、大阪の既存SOCメンバーとOJTを行いながら、リスクを軽減した形での運営を行います。新SOCとしての完全な稼働は、平成32年6月を予定しています。当社グループは、創業以来、ネットワーク・セキュリティ対策の専門事業者として、お客様にシステム環境を「安全に健やかに使い続けていただくこと」を追求してまいりましたので、情報セキュリティエンジニアの教育には、時間と費用を掛ける必要があります。開業準備室を設け、人材採用期間として3ヶ月を見積っておりますが、採用期間が延びれば、情報セキュリティエンジニア育成に一定の時間を要すことから、採用期間に応じて支出予定期間が長くなる可能性が考えられます。採用に時間を要し、新規SOC開設が遅れた場合、追加される費用は自己資金を充当していくとともに、開設予定を修正いたします。

② 監視体制強化および開発体制強化のためのM&A資金：350百万円

当社グループは、自社開発のソフトウェア「NetStare[®]」「LogStare[®]」を使用し、24時間365日、顧客のネットワークを監視するサービスを提供してきました。また、このソフトウェアの顧客への販売も行っております。

自社開発ソフトウェアは、情報セキュリティ市場のニーズへの対応、多様化するサイバー攻撃や、高度化する標的型攻撃に対応することで、信頼・安心・安全を確固たるものにしてきました。現在、外部企業の協力のもと、自社開発ソフトウェアのクラウド化、AI技術の導入に向けた開発に取り組んでおりますが、たえず変化するサイバー攻撃をいち早く分析し、対策を講じるため、自社開発である強みを生かしソフトウェアのカスタマイズを迅速にできる体制を社内に構築することが、他社との差別化に繋がると考えております。しかし年々多様化が加速するサイバー攻撃に対し、その全てに対応する体制を継続することは難しく、新たな体制構築のためには、情報セキュリティ人材の確保と開発チーム作りに相当な時間、費用が必要であり、それらを勘案した結果、他社のM&A、または、事業譲受を活用する方針に至りました。

セキュリティ市場は急拡大し、資本力のある大企業も参入してきており、それに対抗するためにもスピードアップを図る必要があることから、開発実績やスタッフの充実等、開発体制の確立された組織をM&Aすることで、クラウド化、AI技術の導入が加速され、監視体制が強化されると考えておりま

す。

現在、数社検討しており、まだ決定した案件はございませんが、上記資金により2社程度の買収、又は事業譲受への出資を予定としております。

支出は各M&Aの案件の進捗に応じて段階的に行う予定ですが、現時点で支出予定時期を具体的に想定することは困難であるため、具体的な資金使途が確定次第、適時適切に開示いたします。また、M&Aの資金の支出予定期間内において、当社が希望する条件のM&A等の案件が成立に至らなかった場合であっても、引き続き案件情報の収集、選定を継続し、具体的な案件が成約した段階で資金を充当する予定であり、現時点において代替使途は想定しておりません。

③ 情報セキュリティエンジニア育成機関の設立：50百万円

現在、情報セキュリティエンジニアが業界内で慢性的に不足しており、当社グループも人材確保が困難な状態であるため、新卒採用を積極的に行い、1年～2年を要し育成している状況です。

そこで、これまでの情報セキュリティエンジニア育成のノウハウを活かし、業界全体の情報セキュリティエンジニア不足を解消するため、情報セキュリティエンジニア育成機関の設立を考えております。

当社グループの顧客は、システムインテグレーション（SI）を行う業者、インフラ運営主体やネットワーク運営会社と幅広く、そこからのエンドユーザーへのシステム導入・保守、ネットワーク管理等の一部である情報セキュリティ部分を当社グループが担っているのですが、エンドユーザーとの窓口である顧客先では、情報セキュリティエンジニアが不足しているため、自社ネットワークの設定や、日々の運用、障害が発生した際の対応、当社グループと連携する部分でも時間やコストを要する結果となっており、現在、情報セキュリティエンジニア確保の優先度が高まってきております。

当社グループとしては、顧客のニーズに幅広く応えるため、情報セキュリティエンジニア育成機関を設立し、顧客を中心として情報セキュリティ研修の委託を受注することを考えております。子会社の人材派遣会社の研修としても兼ねることができ、当社グループの商品知識を持ったセキュリティエンジニアを増やすことに繋がります。定期的に一般向けの有料研修を開催することで、施設の稼働率を高めながら、事業化に向けた動きを検討しております。現在、テスト的に一般向けの情報セキュリティセミナーを当社会議室を利用して無料開催しておりますが、募集人数を上回る応募者がある状況であります。

平成31年4月頃から、平成32年9月にかけて、集客力のある東京都の主要駅より徒歩5分圏内に約20名が受講できるセミナールームを設置する予定であります。セミナールームは、賃貸関連初期費用として、9百万円を見積っています。次に、受講者が使用するパソコン等の設備費用に24百万円、広報活動費用、運営を行うスタッフ確保と体制構築費用として23百万円を予定しております。

セキュリティエンジニア不足の解消が、顧客やエンドユーザーへのサービス向上に繋がるうえ、当社グループの人材確保にも繋がると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項並びに割当予定先であるマイルストーン社との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を、第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長野口真人、以下、「プルータス」という。）に依頼しました（具体的には、①本新株予約権の設計業務、②本新株予約権の公正価値評価業務、③本新株予約権の発行手続きサポートをプルータスに委託しています）。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社の配当実績、当社株式の流動性について一定の前提（当社の株価（1,199円）、当初行使価額（1,080円）、ボラティリティ（62.16%）、配当実績（0円）、無リスクレート（-0.103%）、行使期間（2年））を置きつつ、割当先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について、当社は行使の停止を行わず随時行使指定を実施し、また割当予定先が随時権利行使を行うものとし、その他、当社が取得条項を行使しない、割当予定先が「1. 募集の概要（8）その他 <新株予約権の取得請求>」に

記載のとおり当社に対して本新株予約権の取得を請求する等、一定の前提を置いて評価を実施し、本新株予約権1個の評価額を1,300円としました。当社は、これを参考として、本新株予約権1個の払込金額を1,300円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成30年8月29日）の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額としており、その後に行使価額が修正される場合も、当社の取締役会決議日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である600円を下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額に照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

取締役1名、社外取締役2名によって構成される当社監査等委員会も、プルータスは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、プルータスは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、プルータスによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してプルータスから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額はプルータスによって算出された評価額と同額としていることから、割当予定先に特に有利ではなく、適法であると判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は600,000株であり、平成30年3月31日現在の当社発行済株式総数3,245,000株に対し18.49%（平成30年3月31日現在の当社議決権個数32,428個に対しては18.50%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、前述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、将来発生する何らかの理由により資金調達を行う必要性が低くなった場合や当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得することで、本新株予約権による資金調達の必要性が低くなった場合における株式の希薄化を防止することが可能です。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成28年3月期13.84円、平成29年3月期13.23円、平成30年3月期6.05円となっております。本件の資金調達により「2. 募集の目的及び理由【本資金調達の方法を選択した理由】」に記載の通り、急速に拡大する情報セキュリティへのニーズに対応し、持続的な成長をするための人材確保と基盤整備を実施することにより選択と集中を図り、親会社株主に帰属する当期純利益の改善が図れるものと考えております。

なお、新株予約権の目的である当社普通株式数の合計600,000株に対し、当社株式の過去6か月間における1日当たり平均出来高は約102,000株であり、一定の流動性を有していること、行使制限条項や行使指示条項などにより、資金需要に応じて行使をコントロールすることができることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではないと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名	称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
(2) 所	在	地 東京都千代田区大手町一丁目6番1号

(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦		
(4)	事業内容	投資事業		
(5)	資本金	10百万円		
(6)	設立年月日	平成24年2月1日(注)		
(7)	発行済株式数	200株		
(8)	決算期	1月31日		
(9)	従業員数	4人		
(10)	主要取引先	株式会社SBI証券		
(11)	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
(12)	大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%		
(13)	当事会社間の関係			
	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	平成28年1月期	平成29年1月期	平成30年1月期
	純資産	938	936	989
	総資産	1,962	1,632	1,613
	1株当たり純資産(円)	4,693,188	4,681,120	4,948,674
	売上高	4,465	1,266	1,124
	営業利益	971	3	56
	経常利益	950	6	62
	当期純利益	548	▲2	53
	1株当たり当期純利益(円)	2,743,301	▲12,067	267,553
	1株当たり配当金(円)	-	-	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成24年2月1日にマイルストーン・アドバイザー株式会社(平成21年2月設立、旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立されております。

※ 割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー、東京都千代田区神田駿河台三丁目2番1号、代表取締役社長荒川一枝)に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社

にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、平成30年8月30日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業約40社に対して、第三者割当による新株式、新株予約権及び新株予約権付社債の引受けを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、マイルストーン社から聴取し、大量保有報告等の開示資料で確認した行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、「2. 募集の目的及び理由【本資金調達の方法を選択した理由】」に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

マイルストーン社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、平成29年2月1日から平成30年1月31日に係るマイルストーン社の第6期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高1,124百万円、営業利益が56百万円、経常利益が62百万円、当期純利益が53百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、平成30年1月31日現在の純資産が989百万円、総資産が1,613百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領し、平成30年8月14日現在の預金残高が502百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認し、本新株予約権の引受けに必要な現金及び預金を保有していることを確認しております。なお、本新株予約権の行使に必要な金額の全額を上記資料からは確認できませんでしたが、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、下記株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、行使に必要な資金としては問題ないと判断いたしました。また、その円滑な実施のために、当社の代表取締役である米今政臣との間で、当社株式の貸借契約を締結します。マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のス

キームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込み及び行使に要する金額を有しているものと判断いたしました。

(5) 株式貸借に関する契約

マイルストーン社は、当社の代表取締役である米今政臣との間で、平成30年8月30日から平成32年9月17日までの期間において当社普通株式200,000株を貸借料率年0.1%で借り受ける株式貸借契約を締結しております。

当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しております。

(6) その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成30年3月31日現在）	
米今 政臣	36.18%
NR I セキュアテクノロジーズ株式会社	18.49%
カブドットコム証券株式会社	4.50%
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	1.93%
J P モルガン証券株式会社	1.46%
楽天証券株式会社	1.23%
三木 亮二	0.93%
株式会社 S B I 証券	0.93%
幅 昭義	0.75%
松井証券株式会社	0.69%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 募集前の大株主及び持株比率は、平成30年3月31日時点の株主名簿を基準としております。

3. 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は平成30年9月18日から平成32年9月17日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

4. 本新株予約権の行使により交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は表示しておりません。

8. 今後の見通し

現在のところ、平成30年5月11日に発表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」に変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
売上高（千円）	683,627	792,328	830,242
営業利益（千円）	54,085	53,943	22,511
経常利益（千円）	50,871	54,269	19,596
当期純利益（千円）	44,922	42,932	19,629
1株当たり当期純利益（円）	13.84	13.23	6.05
1株当たり配当金（円）	0	0	0
1株当たり純資産（円）	146.46	159.72	165.94

(注) 平成 30 年 3 月期より連結決算に移行しています。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 30 年 8 月 30 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	3,245,000 株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	200,000 株	6.2%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-株	-%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-株	-%

(注) 上記潜在株式数は全てストックオプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
始 値	785	601	732
高 値	1,733	837	1,287
安 値	470	413	601
終 値	603	740	938

② 最近6か月間の状況

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	789	1078	949	800	1,248	1,365
高 値	1,287	1,280	1,025	1,534	1,429	1,617
安 値	638	836	803	786	1,064	1,117
終 値	1,092	938	808	1,235	1,320	1,332

③ 発行決議日前営業日株価

	平成 30 年 8 月 29 日
始 値	1,178 円

高 値	1,208 円
安 値	1,166 円
終 値	1,199 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
第4回新株予約権の発行

割 当 日	平成27年9月30日
発行新株予約権数	160個
発行価額	新株予約権1個当たり31,900円
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	798,604,000円
割 当 先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
募集時における発行済株式数	3,245,000株
当該募集による潜在株式数	800,000株(新株予約権1個につき5,000株)
現時点における行使状況	権利行使期間中に権利行使がなされずに行使期間満了となったため、会社法第287条の規定により平成29年9月29日に残新株予約権の全部(160個)が消滅いたしました。
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	5,104,000円
発行時における当初の資金使途	システム開発力強化による事業のスピードアップ、NSSのプロモーション活動と首都圏営業体制強化、SOCのサービスレベル向上と基盤強化
発行時における支出予定時期	平成27年10月～平成29年9月
現時点における充当状況	発行諸費用に充当

10. 発行要項

株式会社セキュアヴェイル第6回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社セキュアヴェイル第6回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 655,800,000 円
3. 申込期日 平成 30 年 9 月 18 日
4. 割当日及び払込期日 平成 30 年 9 月 18 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 600,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 6,000 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 1,300 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、1,080 円とする。但し、行使価額は第 11 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

当社は、本新株予約権の割当日の翌日（すでに本項に基づく行使価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日）から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議によって、行使価額を、当該取締役会の決議が行われる日の直前取引日の株式会社東京証券取引所 JASDAQ グロース市場（以下「JASDAQ 市場」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日時価」という。）に修正することができる。ただし、修正基準日時価が600円（以下「下限行使価額」という。ただし、第11項の規定による調整を受ける。）を下回る場合には、下限行使価額をもって修正後の行使価額とする。

当社は、かかる修正を決定したときは速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額の修正の効力は当該通知が到達した日の翌取引日に生じるものとする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承

認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該期間} \times \text{内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}} - \text{調整前行使価額}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

平成30年9月18日から平成32年9月17日（但し、平成32年9月17日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第15項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成30年8月30日）時点における当社発行済株式総数（3,245,000株）の10%（324,500株）（但し、第11項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%（但し、第11項第(2)号記載の行

使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。) を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第12項ないし第15項、第17項及び第18項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使期間中に第21項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

20. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

21. 行使請求受付場所

株式会社セキュアヴェイル 経営企画本部

22. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 南森町支店

23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個あたりの払込金額を1,300円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとし、当初の行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前日（平成30年8月29日）のJASDAQ市場における当社普通株式の終値1,199円に0.9を乗じて得た金額を基に決定した。

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上